

事務連絡
令和8年5月15日

(別 記 1) 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
難病対策課移植医療対策推進室

「臓器提供の手続に係る質疑応答集」の一部改正について

臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）の運用に関しては、平成9年10月8日付け健医発第1329号厚生省保健医療局長通知「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）の制定について」（以下「ガイドライン」という。）において定めているところです。

今般、令和7年10月8日にガイドラインが改正され、臓器提供を行う施設内に在籍している臓器提供に関する説明・同意取得等に係る認定を取得している臓器移植コーディネーター（認定ドナーコーディネーター）について規定され、認定ドナーコーディネーターが説明・同意取得等を行うことが可能となりました。

これを受けて、「臓器提供の手続に係る質疑応答集」（以下「質疑応答集」という。）の一部を別紙 新旧対照表のとおり改正しましたので、貴会員に対する周知及び適正な移植医療の実施について御配慮をお願いします。

併せて、別添として改正後の質疑応答集全文も送付いたしますので、御活用ください。

なお、本事務連絡の適用日は令和8年6月1日からとします。

(別記 1)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本病院会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 日本眼科医会
一般社団法人 日本移植学会
一般社団法人 日本救急医学会
一般社団法人 日本臨床救急医学会
一般社団法人 日本救急看護学会
一般社団法人 日本集中治療医学会
一般社団法人 日本脳神経外科学会
日本臨床脳神経外科協会
公益社団法人 日本小児科学会
一般社団法人 日本外科学会
特定非営利活動法人 日本心臓血管外科学会
一般社団法人 日本胸部外科学会
特定非営利活動法人 日本呼吸器外科学会
一般社団法人 日本消化器外科学会
一般社団法人 日本内科学会
一般社団法人 日本循環器学会
一般社団法人 日本呼吸器学会
一般社団法人 日本肝臓学会
一般社団法人 日本腎臓学会
一般社団法人 日本糖尿病学会
一般社団法人 日本泌尿器科学会
一般社団法人 日本透析医学会
一般社団法人 日本臨床腎移植学会
一般社団法人 日本内分泌学会
一般財団法人 日本消化器病学会
日本角膜移植学会
公益財団法人 日本眼科学会
日本角膜学会
特定非営利活動法人 日本法医学会